

令和3年1月14日

保護者の皆様

玉野市教育委員会
学校教育課長 住田 義広

学校給食等における食物アレルギーの対応について

保護者の皆さまには益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。

近年、食物アレルギーは現代社会の健康課題の一つとなっており、食物アレルギーのある児童生徒も増加傾向にあります。本市におきましては、児童生徒の食物アレルギーについて、平成27年度学校給食におけるアレルギー対応の手引き玉野市版に基づいて、対応を行っているところです。

食物アレルギーの対応については、国の対応指針「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）や県の対応方針「岡山県学校給食等における食物アレルギー対応方針」（平成28年4月）で、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とし、学校生活管理指導表に基づいた対応が示されています。

児童生徒が心身共に健やかに育つために、給食の果たす役割は大きく、給食は学校教育の一環として実施するものであり、食物アレルギーのある児童生徒に対しても、可能な限りきめ細かい対応していく必要があります。しかし、アレルギーの原因となる食品や症状は一人ひとり異なり、誤った対応は重篤な症状を引き起こす場合もあることや、好き嫌いや偏食と区別するため、医師の診断、指示に基づきアレルギー対応を実施していくことが原則となっております。

ただ、「学校生活管理指導表」については、保護者の負担も大きいことから、これまで、本市においては、提出を求めた対応は行っていませんでしたが、このたび、教育委員会と玉野市医師会等と調整を進め、医師会の御理解と御協力により「学校生活管理指導表」の文書料について、別紙に記載の医療機関において、一律の金額で御対応いただけることとなりました。

このことにより、来年度からは、本市におきましても、医師の「学校生活管理指導表」に基づき、生徒の状態について、医師の診断を踏まえて正確に把握し、学校教職員、関係機関等と正確な情報の共有を図りながら、児童生徒の個に応じた対応を進めていきたいと考えております。

つきましては、食物アレルギー対応について別紙のとおり進めていくこととなりますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。